

保護者 様

都立府中工科高等学校長

前田 平作

(公印省略)

令和 8 年度「奨学のための給付金」通常給付の申請について

平素より本校の教育活動にご理解・ご協力賜りまして誠にありがとうございます。令和 8 年度東京都国公立高等学校等「奨学のための給付金」について、通常給付の申請受付を行います。給付を希望されない方も含め、全員手続きが必要になりますので下記のとおりお願いいたします。

記

1 奨学のための給付金について

「奨学のための給付金」は、授業料以外の教育費（教材費・学用品費等）の負担を軽減するために、返済不要の給付金が保護者の口座に振り込まれる制度です。

令和 8 年度より、給付対象が年収 490 万円程度（所得割 182,500 円未満）の世帯まで拡充されました。昨年度対象外であった世帯でも今年度新たに対象となる場合がありますので、ご注意ください。

対象世帯・支給額等の詳細については、別添カラーリーフレット「令和 8 年度東京都国公立高等学校等『奨学のための給付金』制度の御案内」をご確認ください。

2 申請・書類提出期限（不申請意向等確認書の提出含む）

令和 8 年 9 月 15 日（火） 厳守

3 手続き方法

（1）奨学のための給付金を申請する場合

- ① 経営企画室で必要書類の入った封筒を受け取る。
- ② オンライン申請システムで「奨学のための給付金」の申請をする。

※「就学支援金」や「給付型奨学金」とお間違いないようご注意ください。

- ③ 通帳の写し・住民票等の必要書類を経営企画室に提出する。

※申請書類の詳細については、①でお渡しする封筒に同封する案内をご確認ください。

オンライン申請システム
ログインはこちらから↓



（2）奨学のための給付金を申請しない場合

- ① LoGo フォームで「不申請意向等確認書」を提出する。

※紙書類での提出を希望される場合は、経営企画室窓口で用紙をお受け取りください。

※給付型奨学金について不申請意向等確認書をご提出いただいた方もお手数ですが再度ご提出をお願いいたします。

LoGo フォーム
入力はこちらから↓



(裏面に続く)

4 その他

- ・新入生で一部早期給付の申請をされた場合でも、7月～翌3月分（残りの4分の3）を受給するためには再度申請が必要です。
- ・「給付型奨学金」や「奨学のための給付金（新入生への一部早期給付）」は令和6年の年収をもとに審査されますが、「奨学のための給付金（通常給付）」は令和7年の年収をもとに審査されます。そのため、「給付型奨学金」や「奨学のための給付金（新入生への一部早期給付）」で認定となった場合でも、「奨学のための給付金（通常給付）」で不認定となる場合があります。
- ・申請にあたりご不明な点や書類の不足等ありましたら、下記担当までご連絡願います。

都立府中工科高等学校

経営企画室

TEL：042-362-7237